

需給調整市場の Δ kW上限価格について

2026年02月05日

一般社団法人電力需給調整力取引所

需給調整市場では、募集量に対し応札量が少ないとおり徒に価格が高騰することを回避すべく、次のとおり上限価格を設定します。

公表年月日	初回約定処理年月日	適用開始年月日 ^{※1}	適用終了年月日 ^{※1}	上限価格 [円/ Δ kW・30分] ^{※4}					
				複合商品 ^{※2}	一次調整力 ^{※3}	二次調整力①	二次調整力②	三次調整力①	三次調整力②
2024年03月15日 (2024年09月30日)	2024年03月26日	2024年04月01日	2026年03月13日	19.51	19.51	19.51	7.21	7.21	上限無し
2026年02月05日	2026年03月13日	2026年03月14日	当面の間 ^{※5※6}	15.00	15.00	15.00	7.21	7.21	上限無し
-	-	-	-						
-	-	-	-						
-	-	-	-						
-	-	-	-						
-	-	-	-						
-	-	-	-						
-	-	-	-						
-	-	-	-						

※1 適用開始年月日、適用終了年月日は実需給日を示しており、応札や約定処理が行われる日ではありません。

※2 複合商品に応札し、約定処理の結果として単独約定となった場合でも、複合商品の上限価格が適用されます。

※3 一次オフライン枠は一次調整力の上限価格が適用されます。

※4 需給調整市場システムでは応札価格が上限価格を超過しているか否かを判定しません。（上限価格を超過した約定については精算手続きにおいて上限価格を適用したうえで料金計算が行われます。）

※5 二次調整力②及び三次調整力①については、第96回制度検討作業部会の審議結果にもとづき、現行の上限価格の適用を当面の間継続することとしています。

※6 一次調整力、二次調整力①及び複合商品については、第110回制度検討作業部会における審議結果にもとづき、今後、関係する審議会等の結果を踏まえて変更される場合があります。

以上